

学校等における児童生徒等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）第23条第2項の規定に基づき、学校等における児童、生徒、幼児等（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するために行う必要な方策を示すことにより、児童生徒等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、学校等の設置者及び管理者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、児童生徒等の安全を確保するための具体的な方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(2) 指針の運用

この指針は、児童生徒等の発達段階や学校及び地域の実情に応じて運用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設等の配置計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（注1）（監視性の確保）

学校等の施設等を周囲から見通し良くすることにより、犯罪企図者（注2）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 領域の明確化（領域性の確保）

囲障や扉等により守るべき領域を明確にすることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近・侵入の制御）

配置計画（注3）、動線計画（注4）等により、直接的に犯罪企図者の動きを限定し、学校等の敷地内や建物内における守る範囲への接近・侵入を妨げ、児童生徒等の被害及び侵入・窃盗等の犯罪を抑止する。

第2 具体的方策等

1 不審者の侵入防止等

学校等の管理者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童生徒等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施するように努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 普段使用しない門扉等の施錠等の措置
- (3) 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、校舎玄関に職員室等と連動したインターホンの設置
- (5) 来校者用の入口及び受付（事務室等）の明示
- (6) 来校者に受付における氏名等の記載（受付票等）及び来校者証の着用の要請
- (7) 来校者への声掛けの励行
- (8) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置
- (9) 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室・事務室等の配置の検討

2 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者の侵入を未然に防ぎ、児童生徒等への危害を未然に防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、圍障、外灯（防犯ライト）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報装置（赤外線センサー、モニター付きインターホン）、通報システム（校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等）、防犯カメラ等の防犯設備

3 安全確保についての校内体制の整備等

教職員等による体制の整備のほか、関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 教職員等による学校内外の巡視
- (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザーの教職員及び児童生徒等への携帯
- (4) 不審者侵入時の危機管理マニュアル（危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したもの。）の策定、点検及び評価
- (5) 危機管理についての教職員研修及び訓練の実施
- (6) 「地域ぐるみの学校等安全委員会」等の設置
- (7) 定期的な安全点検の実施

4 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童生徒等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、次のような取組みを行うとともに、保護者に対し啓発する。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」（注5）等の周知

- (3) 「地域安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童生徒等が主体的となった学ぶ教育の実施
- (4) 児童生徒等の生きる力やいのちを大切にすることを育む教育の実施

5 保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

保護者、地域及び関係団体と連携し、児童生徒等の安全につながるよう次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 保護者、ボランティア等による学校等の内外における巡回協力要請
 - イ 保護者、自主防犯団体等による登下校時の校外指導
 - ウ 学校活動における学校支援ボランティア（注6）の協力
 - エ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
 - オ 地域住民等による児童生徒等への声掛け運動
- (2) 注意喚起文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「子ども110番の家」（注5）との連携の強化及び整備の拡大
- (4) 関係団体と協力した学校等の内外における巡視および安全確保活動
- (5) 警察、消防等に対する安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施依頼
- (6) 警察、消防等との緊急時の連絡体制の確立
- (7) 医療機関等との連携による心のケアを必要とする児童生徒等への対応
- (8) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

6 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導・研修・訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童生徒等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (3) 近隣の学校間における情報提供体制の整備
- (4) 遠足、校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (5) 学校等の内外における巡回及び安全確保についての警察及び消防等への要請
- (6) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における教職員の役割分担及び不審者に対する監視、侵入阻止、排除体制の確立並びに児童生徒等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (7) 警察、消防等との連携強化による児童生徒等の安全確保に関する情報交換
- (8) 警察、消防の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当訓練等の実施
- (9) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関における情報連絡網の整備

(10) 臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)「見通しの確保」とは、施設や囲障（塀、柵等）等が死角の原因とならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して建物内外の可視性を確保すること等をいう。

(注2)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注3)「配置計画」とは、門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理者室・低学年の児童や幼児のための施設等の配置計画をいう。

(注4)「動線計画」とは、時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者等の動線計画をいう。

(注5)「子ども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもの。

(注6)「学校支援ボランティア」とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材、団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。